



ごみにするか資源にするか えらぶのは、あなたです

☎環境課 ☎35-3744

三ッ合町の集団回収

ごみを年間3kg処理するには、120円=ジュース1本分の税金がかかります。ごみを減量すれば、処理経費だけでなく、二酸化炭素の排出量も削減できます。



生ごみは水切りを

余分な食糧の購入や、食べ残しをなくすことで、かなりのごみ削減につながります。例えば、野菜の芯や茎の部分も捨てずに調理（エコクッキング）すれば、ごみになりません。

また、生ごみの8割以上は水分です。捨てる前にしっかり

市の燃えるごみの収集量は、年々減少傾向にあります。これは、市民の皆さんのごみ減量化に対する意識が高まってきた結果だと考えられます。

しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量を近隣市と比べると、決して少ないとはいえません（表1）。

昨年度、市がごみ処理に費やした金額は、概算で約13億円。このうち、燃えるごみの処理経費は約6億円でした。

ごみ排出量の推移

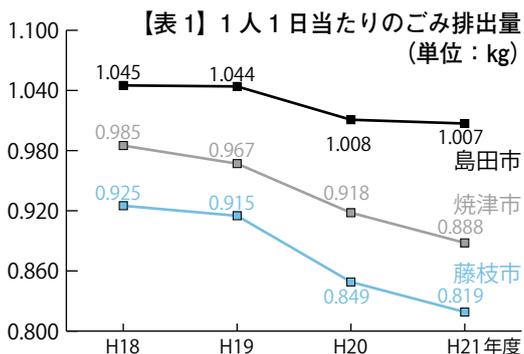
昨年度、市がごみの処理に費やした経費は、約13億円。収集量から計算すると、1kg当たりの処理経費は約40円です。

りと水切りをすれば、約1割のごみ減量になります。

「生ごみ処理機」を利用すると、容量を7分の1まで減量できます。市の「生ごみ処理容器等購入費補助金制度」を申請すれば、購入費の3分の1を市が補助します。

過去にこの補助金を利用して購入した生ごみ処理容器などが故障してしまった場合も、再度補助申請ができます。詳しくは、環境課衛生係までお問い合わせください。

少しの手間と工夫で、燃えるごみの量を減らす



個々のリサイクル意識向上が、節税につながる

昨年度の分別収集による資源ごみの売却額は、約3000万円。ごみの分別量が多くなるほど、ごみが減り、売却額が増えます。



資源ごみの推移

資源ごみの収集量の数値(表2)が横ばいのもので、理由は、分別の徹底が一つの要因と考えられます。しかし、古紙類と燃えないごみ(鉄屑など)の回収量は、年々減少傾向にあります。

古紙類の減少は、市民の自主的なリサイクル活動による集団回収への移行や、パソコンなど電子媒体の普及による紙の流通減少が理由に挙げられます。燃えないごみの激減については、地域のごみ集積場ではなく、不用品回収業者などへの引き取り依頼が、一つの要因になっていると考えられます。

市では、燃えないごみ・びん類・古紙類・ペットボトルを分別収集することで、資源として売却し、収集運搬の経費に充てています。

平成22年度の売却額は、約3000万円でした。古紙類(新聞紙・ダンボール・雑誌・

雑紙)は、燃えるごみに入れて、地域の「古紙の日」か

集団回収に出してください。ペットボトルも回収ネットに入れ、分別をお願いします。

分別量が多くなるほど、燃えるごみの処理量が減少する上、売却額をごみ処理経費に充当することができます。



集団回収とは

集団回収とは、町内会や学校のPTA、子ども会などの集団で、古紙などの資源(新聞紙・ダンボール・雑誌・雑紙・紙パック・アルミ缶)を集め、買取業者に直接売る活動です。

また、市ではごみ減量資源化対策の一環として「古紙等資源集団回収奨励金交付事業」を実施し、売った重量に応じて奨励金を交付しています。この奨励金と古紙などの売却金を、ごみ集積場の維持管理に利用している町内会もあります。

「もったいない」の意識で、リサイクルを。ごみ・処理経費・収集運搬費の全てを削減できる一挙三得の分別収集は、環境保全にも役立ちます。



【表2】主な資源ごみ収集量の推移 (単位:t)

種別	年度	H18	H19	H20	H21	H22
燃えないごみ		1,440	1,153	1,019	1,008	861
カレット(びん類)		654	793	776	779	789
古紙類		2,955	2,832	2,606	2,383	2,145
ペットボトル		203	240	236	226	224
白色トレイ		25	31	33	32	20
紙パック		33	33	36	34	33
陶磁器・ガラス屑		189	256	274	323	319
食用油				3	6	6



資源ごみは色別のコンテナへ



古紙などは地域の集団回収へ



- ① 生ごみは、十分に水切りしてから指定袋へ
- ② ペットボトル・トレイ・紙パックは、洗って漬してから、集積場の専用ネットへ
- ③ 包丁や釘など鋭利なごみは、缶に入れて集積場の金属類のコンテナ(黒コンテナ)へ
- ④ 剪定した木の枝や刈った草は、1回3束(袋)まで
- ⑤ 有害物質(水銀式体温計・農薬・化学薬品・ガスボンベ・塗料など)や処理困難物(自動車エンジンオイル・バッテリー・タイヤ・消火器・バイクなど)は、取扱専門店へ
- ⑥ テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・衣類乾燥機・パソコンは、リサイクル法に従って販売店やメーカーへ
- ⑦ タンス・ベッド・自転車などの粗大ごみは、集積場に出さずに自己搬入を